

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年8月27日(2009.8.27)

【公開番号】特開2009-79038(P2009-79038A)

【公開日】平成21年4月16日(2009.4.16)

【年通号数】公開・登録公報2009-015

【出願番号】特願2008-216055(P2008-216055)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/07	(2006.01)
A 6 1 K	31/352	(2006.01)
A 6 1 K	31/7048	(2006.01)
A 6 1 K	31/203	(2006.01)
A 6 1 K	31/11	(2006.01)
A 6 1 K	31/232	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/10	(2006.01)
A 6 1 P	17/12	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/16	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
C 1 1 D	9/50	(2006.01)
C 1 1 D	9/02	(2006.01)
C 1 1 D	3/48	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 K	8/60	(2006.01)
A 6 1 K	8/67	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/08	(2006.01)
A 6 1 Q	1/14	(2006.01)
A 6 1 Q	19/10	(2006.01)
A 6 1 K	8/97	(2006.01)
A 6 1 K	36/48	(2006.01)
A 6 1 K	36/00	(2006.01)
A 6 1 Q	17/04	(2006.01)
A 6 1 Q	5/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/07
A 6 1 K	31/352
A 6 1 K	31/7048
A 6 1 K	31/203
A 6 1 K	31/11
A 6 1 K	31/232
A 6 1 P	17/02
A 6 1 P	17/10
A 6 1 P	17/12
A 6 1 P	17/00
A 6 1 P	35/00
A 6 1 P	17/16

A 6 1 P	43/00	1 1 1
C 1 1 D	9/50	
C 1 1 D	9/02	
C 1 1 D	3/48	
A 6 1 K	8/49	
A 6 1 K	8/60	
A 6 1 K	8/67	
A 6 1 Q	19/00	
A 6 1 Q	19/08	
A 6 1 Q	1/14	
A 6 1 Q	19/10	
A 6 1 K	8/97	
A 6 1 K	35/78	J
A 6 1 K	35/78	X
A 6 1 Q	17/04	
A 6 1 Q	5/02	

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月14日(2009.7.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】**【特許請求の範囲】****【請求項1】**

局所適用向けの組成物において、EGFR阻害特性を有する、エクオールと、スタウロスピロリンと、アエロブリシニンと、インドカルバゾールと、ラベンダスチンと、ピセアタンノールと、ケンフェロールと、ダイゼインと、エルブスタチンと、チルホスチンと、これらの組み合わせと、から選択される、天然EGFR阻害化合物と、レチノイドと、皮膚科学的に適したキャリアとを有することを特徴とする局所用組成物。

【請求項2】

請求項1に記載の局所用組成物において、前記レチノイドが、レチノイン酸、全トランスレチノイン酸、13-シスレチノイン酸、9-シスレチノイン酸、レチノール、レチナール、レチノイン酸エステル及びこれらの混合物から選択される、天然レチノイドであることを特徴とする局所用組成物。

【請求項3】

請求項2に記載の局所用組成物において、前記レチノイン酸エステルは、酢酸レチノール又はパルミチン酸レチノールであることを特徴とする局所用組成物。

【請求項4】

請求項1に記載の局所用組成物において、前記レチノイドは、アダパレンと、タザロテンと、レチノイン酸エチルエステルのトリメチルメトキシフェニル類似物とのいずれから選択されることを特徴とする局所用組成物。

【請求項5】

請求項1～4の内のいずれか1項に記載の局所用組成物において、更に、ダイズ由来の混合物、単離物または抽出物の形態で存在するゲニステイン又はケルセチンを有することを特徴とする局所用組成物。

【請求項6】

請求項1～5の内のいずれか1項に記載の局所用組成物において、前記皮膚科学的に適したキャリアは、更に、皮膚軟化剤、乳液、保湿剤、又はこれらの組み合わせを含むこと

を特徴とする局所用組成物。